



異人恐怖傳

前編

下

出所 刊行 年月 享和元年秋八月	著者 檢丈爾	冊數 異人恐怖傳 共三冊	第 號
---------------------------	-----------	--------------------	--------

ル 3  
3652  
2



門 3  
號 3652  
卷 2

不許賣買  
二百部限

異人恐怖傳卷下

極西 檢夫爾 著

異人恐怖傳

日本人能勤勵一又能艱難又習つり鮮少を得る足らずと賤  
者ハ諸草諸根龜鼈螺蚌および海藻の類をりく生を艱つり  
裸頭跣足し歩行し水を以て常飲し櫛衣麻著する  
こころを頭を置ふ柔らかなる長枕なく平面小寐し長枕の代小  
木は小断又ハ木筒の中は微く窪まるが上は其頭を置又よく  
終夜寤るこころを有る艱難不堪然も其人大小  
禮儀作法を悦びく極め其身を清く衣服を純粹の家  
屋を精密め

異人恐怖傳

○恐怖傳下

賤者あれバとく水而已を飲ゆも何々又襦衣を着ざ  
る者のもやも何々是等も彼方小比較して言ふ所のれ  
らむ

日本人をバ怯懦ある支那人の後よりと想はんハ実小其理小  
當らざる事遠し我自潑とくハ以前ありける遊行家の中  
かゝりの説を固執せしむる勢て國俗の根源を尋ね知んと  
欲せん人ありくバ我謂ふ處小服服してよ此俗ハ却て是韃  
韃の性質より出て文華と禮儀と小よりく大小都雅たる小至  
まゝのれたる其氣象小韃韃人の威烈猛悍と支那人の恬淡  
温和と相合せたる所なり

檢夫尔別て其論ありて我國人の根源を種々小穿鑿し  
まてても明らなるが故小強て韃韃ありむといひり  
檢夫尔さすに戎人なるバ我國の実に神明の後  
こゝに信ずると能ざるも咎むべきや何々  
従来件々奉る處の許多ハ大奇特ハ有なぐも若其境内小於  
て一切和平安穩の遂生満足を以て虧る所のありせば  
日本人の其力を盡し其勇を盡して國を守りて外襲を防ん  
と欲し又ち土着して異俗と通交せざむと欲すも  
元より皆徒ある計策なるべし  
鎖國より以来造化の良師かき其術を教へかきも亦覺知

大小其土地所生の物を悦びくこれを以て堪べくとして異  
國人の生計は具を運来するを無用なりとん凡此國の福境  
なることと熟察をんと思はん者ハ今我こそ小言る所の信  
實ある事も知ん先第一は地方勝もしく中正なり其利する事  
寡くは南國の如きの熱日小晒さるれば又北國極寒の凝凍  
もたぐ元よりいふ及さる事あが諸國土の肥沃よりて嘉  
をなく樂むべきを北緯三十度と四十度と此間ふあふあ  
ハたり人或ハ實小非難するることありといふ日本ハ嶮岨  
多石の地より峻峰高山の周環多し若拔群の用心勩勞を  
以てせざるべきは多くハ是嶮岨の所なりとむといふべし

其事小在る造化より此國小施は小勝もて寛良の徳を以て  
是此土地の難なり耕種の難なり此難即土人ハよく勞し  
よく勤るは大小讚美すべきは氣象を起るのなりさきこと  
本来ハ肥沃なるは地方なるが故小如何なる微小の丘より  
と如何なる高き山よりとも是小耕種する小豊小出產  
てよく努力する農夫のこそが為る所の辛勞用心及び  
其勤苦を報賞せむとせむとなし若くはみぬくは凶瘦至極  
の地殆少許の耕種を容るん堪ざるもよる全く不用なりと  
せば其民衆多しと且又懶惰を惡むると斯の如しその上  
若くは海若くは陸の所生は

許多の物を以て其用を達して唯小生命を保つた爲のこゝ小  
 りいざ便利翫娛の備ふべしむの術は知るかまが食机  
 の上をえふ兔さ角は角は角小調和して諸物殆供らばといふ物  
 なし他俗はありて悪む所のゆれ彼小在る多くハ大小羨膳  
 の分とあれり其林中山中澤中荒中諸根諸草を産して夥奢の  
 爲小用あつて又ハ食机をも飾るべし海よりハ有情非情  
 の諸物蝦蟹螺蚌鷄鯛および諸海草の類を出して皆よく調  
 進せべしむ魚中或ハ毒あるゆれと食ふことハ妨げば  
 去るがゆもあなり たよく製して其毒を こそ造化此俗小處するに空く寛活を以てすふ  
 非ざしてかまが身體をして勵勤するに宜しく頭悩を以て類

敏發明するに宜しむゆりのあり土地嶮磽の耕種  
 すすふ難きはかまが勤勵の道を修めば便宜を虧さる所以  
 りいざ其勤勵小代く懶惰痴重遅緩小墮落するこゝかの煖  
 帯中なる黒色の土人が自然生の草木を頼る其性命を保ち  
 これ小よりて大ハ懶惰不動を専とするこゝや殆禽獸ハ異あ  
 げらるが如くなるとあつていふが爲たるを更小する人の非淺  
 さまなきハ土人其境内小のみけりけり囚獄のこゝやくめ隣國  
 と通商通交するこゝと依禁し又其全地分裂して殆無数ハ島嶼  
 是其國の猶も不幸あるなりといはんをれども是亦却て造  
 化寛良の徳を知べきの殊なる證據なり是許多種々の嶋嶼

其全國小於るは譬へば種々の方域は全世界にありがごとく  
 土地の隨ひ所在ふつまく種々肝要のものを生産出して人生の  
 用とす其彼此各州彼土各嶋の産物殆ど全國小供せざる不足  
 りぬは奥州佐渡(シリガ)駿河(シリガ)薩摩小金あり(キタマイ)北前(ベニゴ)備後小銀あり(シリガ)阿(アチンガ)解紀國小銅あり豊後小鉛あり備  
 中(チ)小鐵あり筑前石灰を供し(オノ)解木炭を供し硫黄嶋の火山  
 夥しく硫黄を出し其他所も地を穿ちて取べし肥前小一種の  
 白堊ありくわゆる磁器を製し土佐(オハラ)小原を安藝より  
 多く薪を出し(ナカタ)長門の牛を産し奥州薩摩馬を産し加賀  
 米穀豊饒なり筑前小粟多し若狭小柿柿ハ蘭語小(ヘイケ)と云(ヘイケ)

柿と記する及び其餘の菓多し隱岐の海濱螺蚌を生ずること  
 夥しく他越(ニヤ)西山(何)海草および海底の  
 産物多し凡全國の海濱種々魚類を生ずること餘多しはて  
 國用となる是等外有する諸穀諸蔬の類は夥しく諸州小  
 生ずるもの及び其他許多の貨物器械衣服となるものは  
 枚挙し難し小違あはれ真珠ハ大村ハ海湾小生し龍涎ハ琉球の  
 浦薩摩州及び紀國より水晶貴石の類ハ津輕小あり又其  
 國山中の谷々及び高低の諸地多きが故小萬國諸方小生ずる  
 處の種々草木を生じ醫藥を求むる為ハ外國小物ること紙  
 用をばすて百工の器物をいそぐ修飾となく有用となく

其物不<sup>そもの</sup>乏<sup>とち</sup>一<sup>い</sup>く<sup>く</sup>又<sup>また</sup>力<sup>ちから</sup>勤<sup>つと</sup>ふ<sup>と</sup>め<sup>め</sup>一<sup>い</sup>く<sup>く</sup>豈<sup>あは</sup>唯<sup>ただ</sup>不<sup>た</sup>能<sup>た</sup>者<sup>もの</sup>を<sup>を</sup>外<sup>ぐわい</sup>國<sup>こく</sup>  
 より呼<sup>よび</sup>來<sup>きた</sup>ひ<sup>ひ</sup>こ<sup>こ</sup>や<sup>や</sup>を<sup>を</sup>待<sup>まち</sup>さ<sup>さ</sup>る<sup>る</sup>の<sup>の</sup>こ<sup>こ</sup>な<sup>な</sup>る<sup>る</sup>ん<sup>ん</sup>神<sup>しん</sup>妙<sup>めう</sup>精<sup>せい</sup>巧<sup>こう</sup>他<sup>た</sup>の<sup>の</sup>諸<sup>しよ</sup>俗<sup>よく</sup>不<sup>た</sup>  
 超<sup>こ</sup>絶<sup>つ</sup>ぞ<sup>ぞ</sup>り<sup>り</sup>殊<sup>こと</sup>小<sup>せう</sup>金<sup>きん</sup>銀<sup>ぎん</sup>假<sup>かり</sup>鍮<sup>す</sup>及<sup>及び</sup>び<sup>び</sup>銅<sup>どう</sup>不<sup>た</sup>於<sup>お</sup>る<sup>る</sup>勝<sup>すぐ</sup>事<sup>こと</sup>も<sup>も</sup>又<sup>また</sup>生<sup>せい</sup>鐵<sup>てつ</sup>強<sup>かう</sup>絶<sup>ぜつ</sup>  
 い<sup>い</sup>ち<sup>ち</sup>も<sup>も</sup>用<sup>もち</sup>巧<sup>こう</sup>鍛<sup>たい</sup>煉<sup>れん</sup>の<sup>の</sup>術<sup>じゆつ</sup>を<sup>を</sup>得<sup>え</sup>る<sup>る</sup>こ<sup>こ</sup>や<sup>や</sup>は<sup>は</sup>其<sup>その</sup>武<sup>ぶ</sup>具<sup>ぐ</sup>の<sup>の</sup>奇<sup>き</sup>麗<sup>れい</sup>好<sup>かう</sup>良<sup>りやう</sup>か  
 る<sup>る</sup>ゆ<sup>ゆ</sup>く<sup>く</sup>知<sup>し</sup>ぬ<sup>ぬ</sup>ば<sup>ば</sup>諸<sup>しよ</sup>像<sup>ざう</sup>諸<sup>しよ</sup>板<sup>ばん</sup>を<sup>を</sup>彫<sup>てう</sup>刻<sup>かく</sup>し<sup>し</sup>及<sup>及び</sup>び<sup>び</sup>赤<sup>あか</sup>銅<sup>どう</sup>を<sup>を</sup>金<sup>きん</sup>色<sup>しき</sup>不<sup>た</sup>せ<sup>せ</sup>る<sup>る</sup>此  
 巧<sup>こう</sup>妙<sup>めう</sup>敏<sup>びん</sup>達<sup>たつ</sup>あ<sup>あ</sup>る<sup>る</sup>こ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>東<sup>とう</sup>方<sup>ほう</sup>諸<sup>しよ</sup>國<sup>こく</sup>に<sup>に</sup>及<sup>及び</sup>ぶ<sup>ぶ</sup>る<sup>る</sup>所<sup>ところ</sup>な<sup>な</sup>り<sup>り</sup>銅<sup>どう</sup>小<sup>せう</sup>金<sup>きん</sup>少<sup>せう</sup>許<sup>ぎょ</sup>を  
 交<sup>ま</sup>て<sup>て</sup>術<sup>じゆつ</sup>あ<sup>あ</sup>り<sup>り</sup>く<sup>く</sup>製<sup>せい</sup>は<sup>は</sup>丸<sup>まる</sup>こ<sup>こ</sup>を<sup>を</sup>以<sup>も</sup>て<sup>て</sup>作<sup>つく</sup>ま<sup>ま</sup>る<sup>る</sup>器<sup>き</sup>物<sup>ぶつ</sup>其<sup>その</sup>初<sup>しよ</sup>工<sup>こう</sup>師<sup>し</sup>の<sup>の</sup>手<sup>て</sup>よ  
 せ<sup>せ</sup>お<sup>お</sup>こ<sup>こ</sup>る<sup>る</sup>時<sup>とき</sup>の<sup>の</sup>ご<sup>ご</sup>と<sup>と</sup>に<sup>に</sup>も<sup>も</sup>全<sup>ま</sup>く<sup>く</sup>黄<sup>わう</sup>金<sup>きん</sup>の<sup>の</sup>ご<sup>ご</sup>と<sup>と</sup>く<sup>く</sup>其<sup>その</sup>色<sup>しき</sup>其<sup>その</sup>美<sup>び</sup>黄<sup>わう</sup>金<sup>きん</sup>小<sup>せう</sup>劣  
 る<sup>る</sup>處<sup>ところ</sup>な<sup>な</sup>く<sup>く</sup>實<sup>まこと</sup>は<sup>は</sup>庶<sup>あひ</sup>幾<sup>ちう</sup>く<sup>く</sup>又<sup>また</sup>絹<sup>きぬ</sup>を<sup>を</sup>織<sup>お</sup>る<sup>る</sup>こ<sup>こ</sup>も<sup>も</sup>精<sup>せい</sup>なり<sup>り</sup>妙<sup>めう</sup>なり<sup>り</sup>滑<sup>かつ</sup>なり<sup>り</sup>  
 支<sup>し</sup>那<sup>な</sup>人<sup>にん</sup>と<sup>と</sup>い<sup>い</sup>ふ<sup>ふ</sup>も<sup>も</sup>擬<sup>ぎ</sup>ま<sup>ま</sup>る<sup>る</sup>こ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>能<sup>あ</sup>く<sup>く</sup>ば<sup>ば</sup>朝<sup>てう</sup>廷<sup>てい</sup>の<sup>の</sup>大<sup>たい</sup>臣<sup>しん</sup>事<sup>こと</sup>不<sup>た</sup>坐<sup>ざ</sup>せ<sup>せ</sup>れ

其物不<sup>そもの</sup>乏<sup>とち</sup>一<sup>い</sup>く<sup>く</sup>又<sup>また</sup>力<sup>ちから</sup>勤<sup>つと</sup>ふ<sup>と</sup>め<sup>め</sup>一<sup>い</sup>く<sup>く</sup>豈<sup>あは</sup>唯<sup>ただ</sup>不<sup>た</sup>能<sup>た</sup>者<sup>もの</sup>を<sup>を</sup>外<sup>ぐわい</sup>國<sup>こく</sup>  
 より呼<sup>よび</sup>來<sup>きた</sup>ひ<sup>ひ</sup>こ<sup>こ</sup>や<sup>や</sup>を<sup>を</sup>待<sup>まち</sup>さ<sup>さ</sup>る<sup>る</sup>の<sup>の</sup>こ<sup>こ</sup>な<sup>な</sup>る<sup>る</sup>ん<sup>ん</sup>神<sup>しん</sup>妙<sup>めう</sup>精<sup>せい</sup>巧<sup>こう</sup>他<sup>た</sup>の<sup>の</sup>諸<sup>しよ</sup>俗<sup>よく</sup>不<sup>た</sup>  
 超<sup>こ</sup>絶<sup>つ</sup>ぞ<sup>ぞ</sup>り<sup>り</sup>殊<sup>こと</sup>小<sup>せう</sup>金<sup>きん</sup>銀<sup>ぎん</sup>假<sup>かり</sup>鍮<sup>す</sup>及<sup>及び</sup>び<sup>び</sup>銅<sup>どう</sup>不<sup>た</sup>於<sup>お</sup>る<sup>る</sup>勝<sup>すぐ</sup>事<sup>こと</sup>も<sup>も</sup>又<sup>また</sup>生<sup>せい</sup>鐵<sup>てつ</sup>強<sup>かう</sup>絶<sup>ぜつ</sup>  
 い<sup>い</sup>ち<sup>ち</sup>も<sup>も</sup>用<sup>もち</sup>巧<sup>こう</sup>鍛<sup>たい</sup>煉<sup>れん</sup>の<sup>の</sup>術<sup>じゆつ</sup>を<sup>を</sup>得<sup>え</sup>る<sup>る</sup>こ<sup>こ</sup>や<sup>や</sup>は<sup>は</sup>其<sup>その</sup>武<sup>ぶ</sup>具<sup>ぐ</sup>の<sup>の</sup>奇<sup>き</sup>麗<sup>れい</sup>好<sup>かう</sup>良<sup>りやう</sup>か  
 る<sup>る</sup>ゆ<sup>ゆ</sup>く<sup>く</sup>知<sup>し</sup>ぬ<sup>ぬ</sup>ば<sup>ば</sup>諸<sup>しよ</sup>像<sup>ざう</sup>諸<sup>しよ</sup>板<sup>ばん</sup>を<sup>を</sup>彫<sup>てう</sup>刻<sup>かく</sup>し<sup>し</sup>及<sup>及び</sup>び<sup>び</sup>赤<sup>あか</sup>銅<sup>どう</sup>を<sup>を</sup>金<sup>きん</sup>色<sup>しき</sup>不<sup>た</sup>せ<sup>せ</sup>る<sup>る</sup>此  
 巧<sup>こう</sup>妙<sup>めう</sup>敏<sup>びん</sup>達<sup>たつ</sup>あ<sup>あ</sup>る<sup>る</sup>こ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>東<sup>とう</sup>方<sup>ほう</sup>諸<sup>しよ</sup>國<sup>こく</sup>に<sup>に</sup>及<sup>及び</sup>ぶ<sup>ぶ</sup>る<sup>る</sup>所<sup>ところ</sup>な<sup>な</sup>り<sup>り</sup>銅<sup>どう</sup>小<sup>せう</sup>金<sup>きん</sup>少<sup>せう</sup>許<sup>ぎょ</sup>を  
 交<sup>ま</sup>て<sup>て</sup>術<sup>じゆつ</sup>あ<sup>あ</sup>り<sup>り</sup>く<sup>く</sup>製<sup>せい</sup>は<sup>は</sup>丸<sup>まる</sup>こ<sup>こ</sup>を<sup>を</sup>以<sup>も</sup>て<sup>て</sup>作<sup>つく</sup>ま<sup>ま</sup>る<sup>る</sup>器<sup>き</sup>物<sup>ぶつ</sup>其<sup>その</sup>初<sup>しよ</sup>工<sup>こう</sup>師<sup>し</sup>の<sup>の</sup>手<sup>て</sup>よ  
 せ<sup>せ</sup>お<sup>お</sup>こ<sup>こ</sup>る<sup>る</sup>時<sup>とき</sup>の<sup>の</sup>ご<sup>ご</sup>と<sup>と</sup>に<sup>に</sup>も<sup>も</sup>全<sup>ま</sup>く<sup>く</sup>黄<sup>わう</sup>金<sup>きん</sup>の<sup>の</sup>ご<sup>ご</sup>と<sup>と</sup>く<sup>く</sup>其<sup>その</sup>色<sup>しき</sup>其<sup>その</sup>美<sup>び</sup>黄<sup>わう</sup>金<sup>きん</sup>小<sup>せう</sup>劣  
 る<sup>る</sup>處<sup>ところ</sup>な<sup>な</sup>く<sup>く</sup>實<sup>まこと</sup>は<sup>は</sup>庶<sup>あひ</sup>幾<sup>ちう</sup>く<sup>く</sup>又<sup>また</sup>絹<sup>きぬ</sup>を<sup>を</sup>織<sup>お</sup>る<sup>る</sup>こ<sup>こ</sup>も<sup>も</sup>精<sup>せい</sup>なり<sup>り</sup>妙<sup>めう</sup>なり<sup>り</sup>滑<sup>かつ</sup>なり<sup>り</sup>  
 支<sup>し</sup>那<sup>な</sup>人<sup>にん</sup>と<sup>と</sup>い<sup>い</sup>ふ<sup>ふ</sup>も<sup>も</sup>擬<sup>ぎ</sup>ま<sup>ま</sup>る<sup>る</sup>こ<sup>こ</sup>と<sup>と</sup>能<sup>あ</sup>く<sup>く</sup>ば<sup>ば</sup>朝<sup>てう</sup>廷<sup>てい</sup>の<sup>の</sup>大<sup>たい</sup>臣<sup>しん</sup>事<sup>こと</sup>不<sup>た</sup>坐<sup>ざ</sup>せ<sup>せ</sup>れ

て一箇の鳩小放まそ他事を言まづ彼此貴重ある巧をあらく  
 時日を送り鬱懐を慰すもの多くハ織絹を翫ぶを以て事と  
 又其酒を(サツキ)と名く梁采をめて醸ま支那のよりハ大小  
 強味ゆゑ勝まじり酒の蘭語を(ロール) 麥をめて製ま食を調ふこゆも支那小越  
 其その他所生の芳草を用めて色を和ま其紙ハ楮皮を以て  
 製ハ支那人竹まゝハ綿をめてす所物よりを堅勁小  
 小して色白し西羅巴人こを綿を以て紙を製すれ支那もまを造る人家修飾の漆器を見るに  
 其美なること実小驚く小堪くり支那人東京人が用心勤勵  
 を盡さるもいまぐ曾て其漆を調製し及びこまぬ塗るれ巧妙  
 通敏なるに及ぶこと能ハばかの暹羅人のごとくハ國中ハ漆



樹充滿こもはるるも大小懶惰おだん徒生とせいを専せんめし漆うるしに於おて求め望のぞむ所ところなり爰こゝ又知しべきは日本にほん百工ひやくこうの種しゅ々許ま多た此こゝ器械きがい産物さんぶつ全く人生にんじやう日用にちじやうあるもまるゝハ唯ただ奢侈しやうぎ華美けあひ不用ふじやうも其國そのくにの諸品しよひんに在ある其品そのひん同おなじく其價そのあひら一いつあゞば是こゝを以もて分地ぶんち諸州しよしゆの通つう商しやうの大おほあること言語ごんごあそ及び難がたきを知しべし嗚呼あゝ全國ぜんこく所在そゝの商賈しやうが如何いかむりり熱鬧ねつなうあるん如何いかむりり勅力しやくりきあるん其浦そのうら々々如何いかむりりの船舫せんぱう々充滿こもあるん所々富饒ふじやう交易かうぎの城下じやうげ如何いかむりり有あらん諸海しよかいの濱諸港ひんしよかうの邊へん人民衆多じんしゆたありて櫓うしを取とり帆かを揚あげ此こゝ誼ぎき大小諸船おほせうしよせんの繁多ふたふたなる或ハ所務しよむの為ためハ或ハ開遊かいしゆ此こゝ為ためハ及およびされば國中こくちゆうハ人盡ひとしづく海邊うみへんハ居住まじりあし陸路りくぢ此

がを全く空虚くうきよあるりと疑うふ堪たらざり但たゞ其船そのせんの製せいをみる小甚殊せうしんじゆなる如ごとく形かたち状じやうの異様いさむら々々中ちゆうに國法こくぽうの嚴げんなり小因せういんて上面じやうめんハ開ひらきささる小ぞ有あり審船しんせんハ上かみを密ひそかく閉とめて穴あなありて蓋かきあり第一だいいちの圖ずをえよ是ハ日本にほんの浦うらを遠離えんりせし免めんが為ためなり如何いかとらざりば敢あて遙えんハ大洋たいやうハ知しんとせむ船せんハ水入みづいて必かなず溺なせざることを能あたらざり爰こゝハ日本人にほんじんの學術がくしゆ琢磨たくま此事このことを案あんずるに恐おそくハ智者ちしや以もて不足ふそくなりとせん日本人にほんじん元もとより大小學術だうせうがくを惡にくみて是こゝを修しゆする者ものをば國くにより追放つひやうする徒との類るいもたあゞびといへども何なにも其國そのくにの事こと唯ただハ是こゝを玩娛がんごの具ぐと蟄居ぢきの隱士いんし間暇まじやありて他たあらず未考みかう

の管さるれき者られを以て其爵懷を解小宜しと然て  
 之ども此是多々窮理科の上はくあり德行科のごとく  
 大小尊重し上天小根據せりと此ハかの無雙は智士孔子  
 の恩澤小よきりと孔子ハ我歐邏巴人は所謂(コンヒユテス)  
 是たり(ソコラテス)の古名ハ孔子小後くこと百年許あり  
其生 厄勒  
奈亞國より又百 厄勒奈亞人おきへらく此人初く直小上天の啓  
年をうり前あり 發を受て道を入倫小弘通せりと孔子の学大緊かの(ソコラテス)  
 の學と相同じ我思ふ小日本人音樂の事小知りてハ全く不  
 能かり此是音聲符合の格を基として立るの術たるを  
夫 爾我國の雅樂 又審定の學  
天文地理音律美術の類も審定の部なり他

學ハ是非一決せざる多 此學ハ然る故に審定と名く  
 一凡他俗未曾く此學を修して探索進達一象數審定微妙の  
 光輝及び議論講明をめて其智を莊嚴するく好むこと  
 我歐邏巴人小きくのゆへに此ハ是天を知りて天を信ずるの  
 術小く悟道安心の助となるをわたり其入極重刑  
 を示して禁むく祖先の教法を棄てかた所謂天主化して  
 人となり衆生濟度の為に磔死の辱を受たりといふある新小  
 一奇怪なる教法を奉ること禁む今ハや百年許小あり  
 ぬ吉利支丹の教法東極の地にあり今全盛なりが幾程を  
 かく滅亡しこれが為小殉死せしもの數を知りて是即かのさ  
 〇八

と願心勇猛なりし法師等が過惡よりぞ起りて我思ふ  
ふ尔若かの耶蘇氏等その基本けいも固くぬを頼とせん自  
己の用心規模の大過を不任せられて勤めりてせん始吉利  
支丹の信心弘通して終ふハかき本國より其勤勞の報賞をも  
得るに至らざるを逸小かく自得する處ありや其事此  
幸を求むるの急なる堪む風俗变化の成功は速くならん  
とを貪りて毎々他事を雜つてその為ニ渡來せりや  
極意小比も天地懸隔の異あることをさへ勉めたる程小  
絶小微しく成得し所けりと見えたる間ふら其禍を  
招き致し大小其謀計の本意を失ひたり凡肖像家  
今の仏者の類

も其國家の治かおいて害けりてさざれば何もの教法を  
と惡むべ又も異教の說法者を容ることをも惡むるものあり  
本より日本人を無佛教の徒とハ思ふべらば其國許多の  
教法ありて大小その神佛を尊重し是も奉事す此法も一  
殊たるべ我決定していん小日本人の善を勉め行を潔く及  
佛神小事ふる外儀の務何と吉利支丹等が及ぶ所ありて  
魂魄安樂のところに在る心を用るこや大なり別てよく罪業  
を懺悔し殊も未來の福を願ふ豈ま教如異國に受ること  
待ん又日本醫術外事外科よりハ内科も巧なり其外科も  
よく歐邏巴の流をも用ゐるなり然も醫者ハ治術を施

さくや多端ありて外科すふハ火と鍼との二なり是二を  
功力甚大なりと守病根を滯塞と名け滯塞して痛を免る者  
を風と名く二の者よく病根を追出し風をく其牢檻を脱  
出さべたの通路を得せしむとゆつ其数々日々の湯浴ハ純粹  
奉神の一途と且ハ天性清浄を好め小任きく大かこむふ  
心酔を然も又よく是を以て壯健を保ち土人の免まごり  
所の許多此疾病を除く其功力大なり日浴の外其地ハ良善  
かゝる温泉あり緩慢の疾憂愁の症ある病人をバ此所ハ遣は  
其事我國小同じ

(コンヒユテニス)の事惣く和蘭人の書るものを見ふ小豊後

を(ロユゴ)と書た薩摩を(サキユマ)と書の類多けれバ實ハ(コン  
フリス)なりべし又古人の名よ(ツコニキス)又ハ(ドノイス)又ハ  
(フリユニス)など多く末小(ス)のじを添ふるとゆつ然もバ  
(コンフリス)と孔夫子の支那音(コンフウウ)の訛なりん往昔  
我國の人を遂せし耶蘇はこは更小詳小本論の末ヨ  
見ゆ(ソコラテス)の教を羅媽大王乃羅媽より(コンスタンチノル  
)遷都ありつる比までハ用ひる事ごとりとて王は是道  
をバ最惜まんとすも吉利支丹が徒の進め小よりて是  
非なりくこを追出さるりとぞ然もバ世小行われ事  
七百餘年の間なりと聞ゆ

爰こゝ小こいいりりて又また論ろんををななままささここややありあり恐おそくくハハ或あるハハ言いふふここややああるるハ  
日本にっぽん人ひと刑けい法ぽう裁さい断たんのの事ことをを熟じゆく知ちせせままとと然しかししももべべくくままどど我われをを以も  
て見みままばば我われ歐おう羅ら巴ぱ人ひとももままるる不ふ能のうああるるここやや彼かれもも同どうじじ如い何うととなな  
ららばば然しかししもも有用ゆうようのの術じゆつああるるめめががをを其その過あやまちああるるここややりりてて當あつ救きうのの非ひ罪ざい  
みみりり却かへてて重おもををかかううああるるここやや屢しばしば々々ななりり凡たゞ日本にっぽんののみみがが東とう  
方ほうのの諸しよ國こくはは裁さい断たんをを受うけけるる捷せき徑けいああるる彼かれ地ちもも在ありりててハハ我われここやや  
争まじ訟そう多おほ事ことああるるここやや得えるる致ち書しよ答たふ書しよおおよよびび催さい役やくのの類るい多おほくく  
をを須もとむむ官くわん吏しのの書しよ皆みな官くわん吏しのの出い出い催さい役やくハハ直ちよく小こ其その事ことをを聽き所しよ小こ致ちししてて兩りやう黨たう  
のの言ことをを聞ききき證しやう據きょをを証しやう明めいせせしし委い曲きよくをを計か較かくせせししれれ時とき日じつをを廻めぐら  
せせししてて決けつ断たん小こ至しるる然しかししもも又また大たい廳てい小こ召めささるるのの畏おそままはは如何いかに

とななるるハハ彼かれ地ちもも在ありりててハハ小こ廳ていとといいへへどもども其その既すで小こ淺せん定てい出い言げんせせるる處  
ををばば大たい廳ていとといい改かむむこことと能あららずずががゆゆゑゑななりり斯かくのの如ごときき裁  
断さいのの簡かん法ぽう格かく別べつのの事こと小こ當あららずずハハ過か失しつああるるこことと以も免まままししととい  
ふふ否いなととハハいいひひ難がたくくべべくくままどど我われ又また敢あてていいらんらん大たい槩がいとといいはは  
法ぽう是しをを歐おう羅ら巴ぱのの裁さい断たん遲ち緩くわんししてて費い用よう多おほくく大たい小こ困こん倦けんすするるに  
比ひままままししババ其その損そんををななるる事こと兩りやう黨たう小こ有ありりてて何なにもも小こななりり歐おう羅ら巴ぱの  
ごごととハハ輒さももすすままししババ事ことのの廳てい所しよにに留りゆう滞ちすするる其その限かぎもも知しららずず欺か詐さ  
のの多おほきき延えん引いんのの重おもきき致ち書しよのの屢しばしばああるる其その他た栢はく尔にのの奸けん智ちをを用もちふふこことと  
人ひと誰たれもも知しららずず此こゝハハ奸けん黨たうのの所しよ為なるるををりり然しかししもも是しがが為なるる遲ち緩くわん諸しよ難なん渋じゆの  
事こと漸しやんくく退たいきき去さるる小こいいりりててハハ又また大たい廳ていのの召めささるる應おこじじてて引ひきき出いせせるる

外更小何の好事ある此不至<sup>ア</sup>再<sup>ビ</sup>其事を反覆<sup>シ</sup>黨類  
皆新<sup>ニ</sup>糾明<sup>セ</sup>難<sup>ク</sup>の事憂<sup>ハ</sup>悶<sup>ハ</sup>の心及び諸費<sup>ヲ</sup>隨<sup>テ</sup>增長<sup>ス</sup>  
是<sup>レ</sup>所謂<sup>ル</sup>雨<sup>ヲ</sup>を避<sup>テ</sup>却<sup>テ</sup>險<sup>ニ</sup>墮<sup>ル</sup>此類<sup>ノ</sup>なる<sup>ル</sup>然<sup>レ</sup>ア<sup>リ</sup>いへど  
も日本人<sup>ニ</sup>在<sup>ル</sup>ハ全<sup>ク</sup>刑法<sup>ナ</sup>ハ<sup>ハ</sup>おの<sup>ノ</sup>べ<sup>ク</sup>其<sup>ノ</sup>國  
刑法<sup>政</sup>令<sup>殊</sup>小<sup>勝</sup>且<sup>又</sup>これ<sup>ヲ</sup>守<sup>ル</sup>こと<sup>緊</sup>密<sup>シ</sup>て<sup>違</sup>ふ<sup>コト</sup>  
なく小<sup>犯</sup>と<sup>シ</sup>ども<sup>モ</sup>其<sup>ノ</sup>為<sup>ニ</sup>小<sup>重</sup>刑<sup>ヲ</sup>を<sup>設</sup>け<sup>テ</sup>然<sup>ラ</sup>ば<sup>バ</sup>い  
う<sup>で</sup>る<sup>よ</sup>か<sup>る</sup>順<sup>達</sup>衆<sup>庶</sup>の<sup>地</sup>々<sup>々</sup>斯<sup>ノ</sup>如<sup>ク</sup>此<sup>レ</sup>繁<sup>榮</sup>の<sup>体</sup>を  
維持<sup>セ</sup>め<sup>ク</sup>か<sup>の</sup>豪<sup>俊</sup>勇<sup>烈</sup>の<sup>民</sup>其<sup>ノ</sup>性<sup>又</sup>變<sup>化</sup>常<sup>ニ</sup>あり<sup>ト</sup>  
其<sup>ノ</sup>邊<sup>海</sup>の<sup>風</sup>暴<sup>屢</sup>々<sup>々</sup>不<sup>穩</sup>ある<sup>ニ</sup>劣<sup>ラ</sup>ざる<sup>の</sup>の<sup>蜂</sup>起<sup>ル</sup>  
反<sup>逆</sup>の<sup>心</sup>を<sup>畏</sup>伏<sup>ス</sup>む<sup>コト</sup>を得<sup>ん</sup>猶<sup>右</sup>の<sup>刑</sup>法<sup>レ</sup>事<sup>及</sup>び

鎖國<sup>以</sup>來<sup>ノ</sup>多<sup>福</sup>あり<sup>シ</sup>い<sup>づ</sup>も<sup>今</sup>我<sup>レ</sup>讀<sup>者</sup>を<sup>シ</sup>て<sup>日</sup>本<sup>人</sup>何<sup>ガ</sup>  
故<sup>ヨ</sup>リ鎖<sup>國</sup>の<sup>義</sup>を<sup>決</sup>定<sup>シ</sup>又<sup>如</sup>何<sup>シ</sup>て<sup>鎖</sup>國<sup>ノ</sup>事<sup>ヲ</sup>成<sup>就</sup>  
つ<sup>と</sup>し<sup>テ</sup>事<sup>ヲ</sup>知<sup>ル</sup>め<sup>む</sup>が<sup>為</sup>ニ<sup>著</sup>記<sup>ノ</sup>所<sup>ノ</sup>記<sup>ノ</sup>中<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>  
て<sup>明</sup>白<sup>ナ</sup>ら<sup>ん</sup>

歐<sup>羅</sup>巴<sup>ハ</sup>レ<sup>ク</sup>ト<sup>キ</sup>ニ<sup>テ</sup>以<sup>ハ</sup>和<sup>蘭</sup>と<sup>シ</sup>て<sup>刑</sup>法<sup>ノ</sup>學<sup>問</sup>あり  
此<sup>方</sup>か<sup>テ</sup>ハ<sup>さ</sup>る<sup>り</sup>あ<sup>ら</sup>ず<sup>故</sup>ニ<sup>歐</sup>羅<sup>巴</sup>の<sup>目</sup>より<sup>見</sup>て<sup>刑</sup>法  
小<sup>疎</sup>く<sup>又</sup>も<sup>刑</sup>法<sup>ナ</sup>ら<sup>ん</sup>とも<sup>おも</sup>は<sup>ん</sup>と思<sup>ひ</sup>て<sup>檢</sup>夫<sup>ル</sup>右<sup>ノ</sup>  
の<sup>ご</sup>と<sup>く</sup>言<sup>は</sup>る<sup>もの</sup>の<sup>如</sup>り<sup>歐</sup>羅<sup>巴</sup>刑<sup>法</sup>の<sup>事</sup>ハ<sup>彼</sup>方<sup>ハ</sup>く<sup>明</sup>白<sup>ナ</sup>  
なる<sup>事</sup>なる<sup>ゆ</sup>え<sup>右</sup>の<sup>一</sup>段<sup>ニ</sup>お<sup>い</sup>て<sup>其</sup>言<sup>稍</sup>畧<sup>セ</sup>り<sup>予</sup>え  
亦<sup>他</sup>書<sup>ハ</sup>考<sup>へ</sup>て<sup>注</sup>し<sup>つ</sup>

初日本人の韃靼より来りて碇ハ必数百年の間困苦甚多  
りりもじ國中の諸州小分散して多々ハ海濱小寄る所の魚  
類を以て其生を艱ひしむるなりん  
檢夫尔本より我國の人々ハ  
韃靼より分りて来りしと思はる 神武  
帝思慮謹慎容貌高貴なる君より大槩(ロミユリユス)  
政選巴羅媽  
城を建立せし  
と同時ありけるが始めて日本の國基を立多ひかり  
故小是國の年曆此小始まるるを以前ハ國權いりあへる手に  
ありし當時の人懈怠ありて其事及び開國以前の値偶見聞  
せし所の事を全く記せざりし故小今其史記に在て一と  
考ふる所なきれば實小知る人なり日本最初の諸帝治國の  
頃ハ上世の習少く世界の中たる此國の人民居住の地なり

とく極め親睦多福なるを以てし  
天照大神の嫡々相承の正統神孫名流あるをりて高邁はて  
みづから神明小肖とこれを扶ふ廣大莊嚴を以て群下を  
て尊敬して人倫の類小振むとす心を生むむ然るに  
此事後世小ありて遂に國事閑通國體靜謐の治道に於て大  
なる弊となりぬ如何とならばか神聖絶倫の名譽ある帝  
王なるを其群下恭禮の衆を御さること宜しく溫柔寛裕の  
心を以て治むること能ふ既に神明小於て至近の一族と  
して又尊敬を受ること神明の如くある御身ありて世事民  
事の終御を自己に御手にかけりんハ其位小較も卑下

なる業ともいふべし。是れハ宜しく世間の人に委任したるべきの道理なるべし。是等の故より又ハ後世の流弊増長より貴族の威勢盛んたるを帝ハ奉事せざるべし。此務を棄擲し諸侯妄ふ帝王所任の州郡を取て自立し最上の君となるの如く猶と有為はを縦つ別て武器製作發明の後小至りハ彼此各々力を以て互に所領の地より追出さんとい其流弊後患いりたり。事のせん是内亂か。性命を失はざる者幾許ハありし名族の滅亡をば。りの幾許ハありし仇をた。讐を復す。此心まハ土地兼併の心より起る所の挙動さ。此ハ怖しかり。

案ふ後世徳衰へれば公家武家王法佛法世間出世あり別とある古の王者ハ億兆の君として二法なり。これを檢夫尔さす。に戎狄の人あり。上古聖治の事を知ざる。故に皇國後世の弊此起る。所を論ずること右に。よく諺する。これハ。事の形勢既ハ斯のごとく。至り諸侯の放恣兼併の心を制して降伏せしむ。たの時は當り。宜く將軍を立て官軍の首と。遣はるべし。帝の長子即皇太子。人をもく定例と。是を最勝の重職に補せ。れ。是。遂に世間治。義。武家の基となりぬ。其故ハ五百年の前。



なりける將軍頼朝帝位を受る此望を絶て自寛するに世事最  
上の専権を以てし日本記事の書も此人を以てウエー  
トレイキケイヅル世間帝といふが如く前も也の第一とせり然るといへども其後良  
久しくハ出世帝義統あり前も也の事へ其旋を守り常ハ大よかの神  
體を尊崇せり如何とありバ世事第一の権柄も軍師の重任  
猶も出世帝の所欲此人に授けらるるを得るこトバたり然  
るを第十六世西国の年曆ゆく千五百年より千六百年小づの初は頃  
中間百年をり千五百年ハ明應九年のありの初は頃  
在職なりける將軍其所業を超過し一奉小奉上の務を棄絶し  
自立して世間最上の君となりぬその事最重大にして容易  
なる事なくともハるるふさの難法の事もかく成就しぬ此

將軍ハ帝の二れ宮原文を二男の義なり出生の法おおいに帝位を継  
とを許されども然るに権勢小心醉執著して強て軍中小自立  
し悉く父帝の世事に権柄を奪ひくおのづ物と唯一の神  
體及び神道の務に國神正統の神孫も先規を得るも  
を以て敢て傷をばぞりりたる  
然る小斯る輕忽不悛の舉動は遂る所おいて終ハ其國  
の利益となり時將軍ハ偏小一箇治流の基を居るもの小  
して遂ハ大ニ其國の洪福安泰を致すの助となり殊ハ  
斯る反覆反逆を好む此俗を禁止するに肝要とありぬ本  
まかく不法ゆり得らるる爵位なきバいづかの強暴

来逼の輩を鎮めて和睦安堵せしむる小堪んさるるむじふ数多  
強大は諸侯誰より其令を守るべき各篡逆の心を逞じて  
彼を斃し此を得んと是が為小相闘戦し爰を前途とぞ争ひ  
々々良久くして福祿爵位終よ一箇無双の英雄秀吉後小太  
閤と號する大器完智の人小歸しぬ此人ハ微賤奴僕の境界  
より起て自己の勲功謀畧より宇宙最大の諸君比其一  
となりぬこれ大改革の事ハ千五百八十三年天正十一年の頃小當  
りぬ本より謹慎の君ありきまは能本國常時ハ形勢諸  
侯兼併の志および萬民の氣質才器嗜好所願等を廓知し是  
ふよりてかの歴代の將軍家ハ患とせし處を免きてみゆら

最上の権を取得るに至らんこやハ諸大家の放恣兼併ハ心を  
制し其強大自在の勢ヲ削りて狭小の度内小屈せしむべきの  
術を得るふありぬハ能さるんあとを知り是ぞ此人小あり  
て至極全要ある計策なりきまはされバ猶も難澁小見えたる  
ことと此彼此数多ありきまは此等ハ殊更小遺し置きたり彼  
大事ハ太閤在世の間小能せしバ材智劣まる人の成得べき  
小非を以てなり此は當りて実小又其事を奉べたの成熟ハ  
時小知りぬ如何とならバ國中強大の諸侯多クハ既小降服  
しその餘ハ互の戦争小よりて頗る衰微しきまは猶も敵  
對をなさん者少きなりハありきまは幾程おくる是等小克べき

の兵勢謀畧ありたるが故なり  
初諸侯の放恣兼併の心時を追て増長して終よハ出世帝も  
殆制すに堪へるに至りて以来帝頻小御子を將軍  
として大軍の首として遣ハさせしむるも既に四百年の久し  
まに経々も皆徒ふして止ぬ然るを今太閤ハ總小十年  
の間して其功を成就して是唯小兵威威以てのみ小非次  
その心謹慎ありてよく良策を用ひしむる小あり然るを  
らば時運亦能其志を祐けしむ諸侯の兵勢ハ長死内亂小依  
て頗る敗廢ししむるも強く是を削る能はなむとて太閤心  
を一決して其隣ある海國高麗理小於く正しく日本小屬を

づれを以てこそを討んと欲す其此の如く決定する本意ハ  
國中強大の諸侯を遠隔きしむ其所領の郡所生れ地より出  
さんが為なり且ま彼等がかの海國ある韃靼人朝鮮人を  
降さんとて時を移すの間は自己の他は志願成成就して今  
總に取得つる國權を堅固小すべし此便宜十分なるこそを得  
んこそ必定なりと知るが故あり然るも自餘の事ハ皆隨意小行  
なむこれども高麗征伐の計ハ期きしが如く快通たしむるし  
わが小漸々思慮して諸將を呼返さんと欲し此時諸將既小異  
國小在く劬勞なる戦役の艱難を経て大小疲倦し財寶涸竭  
し兵力敗廢ししむるを疑もたなく今ハちや亂逆の心を固めて

家小歸をめて喜として如何なる貴き價少とあき苟も本領  
安堵を買んと欲せざれば太閤よく察知して苛き制度を  
立とり其制度をわづ難波危殆の時なれば身體安然の為  
とつを辞して諸侯の妻子を都小遣はして曾て是が為  
適宜なる館を構へて莊嚴小堅固の置つる城中小居住  
せし免諸侯飯國の上ハ本領小附き毎年一廻その時節を定  
めて都小来りて妻子をを訪ねしとなり太閤既小斯の如く  
苛刺の一流を用ひて國家の治法を新しき諸侯兵勢  
衰へ威風落く將來天下其隱謀反逆の事小わづ少も恐  
るざれば慶なくわづり小わづり如何となれば諸侯皆その妻子を

以て其心服不変ある所の質とす故小毎年一回にわづり  
都小到りて其二心なれば旨を表せざるは能はざればなり  
其身卑賤の士卒より起りて幾程もあはれに許多の強大  
なる諸侯を服事せしむるに至るは城小離倫絶類は規模  
と謂つべし  
諸侯の兼併は志強大の勢常小萬民靜謐帝王安全の為小損  
あり害わづりたる成一旦大小是を破りて猶と遺するハ民  
の放縱も王綱の大害となるものを壓へ矧むべきの時  
ふまれば宜く一種の新法を撰て愚民多頭の獸多黨を立て諸  
黨一和せざるをの蜂起招獺小備へて創業は推威を固くすべき  
思ひていたる

小ぞありける。此時新王幸小時運よさへ乗じりたりき。凡  
 能國家の体勢群下の心服又適中きんとおのり所の法度ハ  
 皆よく制作せりし事を得り今其法度の嚴猛あることを  
 案ぶるよかの(アテ子)人おのちゆる(ダラック) 此事未審なり但し  
代の暴君の号ときこる予の書ける墨を以せばして血を以せり類と  
が考へて度後小足ちり 此一句畢竟ハ慘 是法度猛なりといへども然まても  
 色謂つぞ 刑のたしんなり 順ひ守るに難き所ありしもあはる畢竟ハ國家萬民の治平を  
 進めおのび治平を進むるに適宜なりしと思へる政をあらん  
 が為の外さるる 一の所期あるにけり況やまはる惨刑嗜殺の  
 本意を以て制作することかた古カ名高き暴事(テイヨ子イシ

王名が象魏を高く遠く人目の及ぶる所懸る人をして得る  
 讀べりしむるしめり此は依て犯者益多くして罰をづく殺を  
 危れりの數甚大なるふいしること致せしが如くと謂は  
 一やは日本法度の猛なるに罪を罰するに偏小財贖を以  
 てする事なれりしむる帝命よごらん者ハ其躬小罰  
 を受死を受るの外更小宥恕の頼あることなき嚴猛の  
 法度よ在てそ諸侯大家の如き貴人猶其罪過小よりく或ハ  
 一箇の鳩小流さる或ハ命せられて自殺せざるものことわり実  
 小其性日本人のこゝれぬのは其法宜しく斯のおどくなら  
 ざるは制御すること能はるる人思へらく國法ハこゝ小貪

者の為小設けく富者の如たを是を買ふことを得て已が力の  
及かん所を諸罪其意は隨て犯さざるは極めく治道に  
害ありて且又至て不直なる事ありと此言まて理ありと  
謂つて我曾て此地の路次小在るに其所を構へく懸  
置る札の面を見く検夫ルよ我文其の文其文法の簡約ありて群下は  
為る所及び為るむ登に所の事を直小大意の事をいひく  
其辞は極て寡然又驚きぬ何等の故を以て此はぐくたの法  
を作さるといふことを記さば絶て作者の本意なるべし  
其旨趣をも説き又犯さ者小當る所の刑は次第をも示さば  
唯此の如く簡あるこそか強大ある國朝の宜しく然るべき

所なることいへり案に凡詔命の義小おの疑をあらん者  
ハ名けく新曲とせしむるべきの理を作者よく知るが故に然  
簡約ありて事既小足るればなり其上諸罪を罰すること極  
めく猛よりして全く法度を犯さ者ありあまは其事大悪心よ  
と起らんを又も愛惠の情より起り委曲の理小率きて心あり  
む罪を犯さ小至らんも全く差別なく悉く死罪なりとする國  
なまて凡法度を犯さむの刑小行らるべし事及び人の不  
直を受く人者ハ出て告訴すべきの一人として伴て知  
ざる者の如くする事能はば莫斯哥比亞の大大ヘルトク  
王爵の次ありハルトクの大ヘルトクハ爵名あり  
上あり此事後の注にヨハン子スバジリテス其の群下を御するに鐵鞭  
〇二十

を以てさぐる一と常小いなりも心く日本人のごとくを謂ふ  
りのなり (ストロイスといふ者の莫斯科比亜の地を  
記する各を不怒りく彼国の法も猛多) 此れバスのごとくは強梁  
放縱の民は蜂起を止て許多の州郡相隣りて治法格別なく小  
在ても一齊小安静和平を遂へて兼て八國中の諸君諸長をも  
畏まてしむるよハ必かゝる嚴法猛刑あるべきことやありきと  
恐ま驚くをば日本諸侯の時小當りて威儀を呈するの嚴  
重高貴あるすら其人猶も憂を懷きて既小一とび得る所は  
権威を遂て永く群下の扶載よあづかること能はるよあり惣て國  
彼此の便宜を失せん事を恐まざるよ能はるよあり惣て國  
人皆平生轉變を悦び分黨を好まざり若大小心を用ゐる彼が

勢力を破り此が放恣を制するにあはざれば其患を免るべ  
(アテ子ンダー)の事(アテ子)ハ(スラールト)が羅甸書小厄勒祭亞  
の時此大都より々羅媽の時此羅媽城の如しとより又  
(マアリ)が書小(アテ子)の(テイデ)又ハ(アテ子)の三十(テイデ)  
あどいふ事あり(テイデ)ハ慘刻なる暴君をいへり又(タラ  
ー)を龍たり彼方よりハ龍を兇人の譬とするよやあ  
は是等此故を以て厄勒祭亞時代の暴君の號なりんと  
いへり血書のごとく故事あるなり予寡聞あるが上に載籍  
よはへえり且まる々近來在館の蘭人あも博識のゆは  
たつてを少く俗よ遠きこと人向むれんと答ふる事

能くは是故小暫く疑を存して後人の改正を待たぬ  
也

莫斯哥比亞の事元来歐邏巴同盟の諸國小在て熱ル馬  
泥亞國を帝とす拂郎斯國暗厄里亞國の二つあり  
の(モスコビヤ)と此二を大(ヘルトク)とせり莫斯哥比亞今ハ強  
大あり魯細亞帝と稱すも舊小仍て莫斯哥比亞の  
大(ヘルトク)ともいへり

凡天下は和蘭等が全く許して(ケイツル)帝とするもの  
六あり我 天皇公方支那の帝都兒格の(シユルタニ)と  
和蘭の

魯細亞の(カサル) 和蘭の(コロトホルスト) 印度私當  
の莫卧尔 和蘭の(ケイツル) 和蘭語の帝 是之  
其中支那莫卧尔都兒格の三主ハ韃靼人の後たり熱ル  
馬泥亞魯細亞の二主ハ羅媽人の後たり

大閤既小其國事を然堅固長久の地ニ居る後人ニ其跡ニ從ひ  
て行かん事を命じて千五百九十八年 慶長 小薨トぬ極めく睿  
智謹慎なる君少く死後ハ國神の中列して(シニハキニ)ハ  
幡と號す第二の(六千ニ)といふんが如し八幡ハ軍神の名なり  
然る小又其國の幸なるか(オングシヨ)の國統を継ぎひ々不ぞ  
らり々々(オングシヨ)後小(イヤス)公と名け薨後小(ゴングニ)と號し



(トクニガハ)の名族より出まして太閤臨終の簀小在て一子奔頼  
として時二年六才ありしを托して其補佐とせしむる  
檢夫尔自注曰  
初頼後不爵位  
を失ふ 御子孫連綿して常小國を領し謹慎と洪福と交々  
相扶けて治をなす御先祖名君の基出を守り其轍跡小從ひ  
く遺法の嚴猛あまを奉りまふ凡國中の諸侯大家を以て怖  
畏して服從節度其宜しをを守らしめ其勢力增長して國家  
安泰の能堪べまの限小過すま至ることなかりしむるこや  
是ぞ其治國洪福此係る所の第一の肝要しことと歴世の諸  
君皆よく其理を知りて然るまを以て王事を以てこを虐  
むることなく兵力を恃りてあれを殘しむることなく重賦を以

て是小任むることなく其上自りて親をなす禮を厚く王者  
の所の徳惠を示して務りて諸侯の親睦愛慕の心を得るま  
よあり但しそれ事體を察するに其寛治を以せしむる故に  
即ちのづき其責を受る所以なり其褒義せしむる故に即ち  
のづき其涸竭する所以なり其高爵を賜はる故に即ちのづ  
ら其網羅せしむる所以あり惣て爵位恩惠の類は諸侯小賜ふ  
もの一として寛治を以てせむる事なり此是かまが聽命  
服事其心を固く又此領地所統の貨賦若聚り積りて兵  
亂反逆の心を起さしむる事なり是を恐るるもの故  
快く出費さしめむが為なり如何となす其俗廣大を好

むか申意に上より賜ひる所の恩惠爵位の品も随ひて必その  
威儀花義及び資料を増て貴粧を致しその身は養小在てと  
費用多う〜む國に於ても毎年参府の路中よおひても斯の  
ぐ〜是小よりて曾て保てし威勢強大は実ハ悉く失て僅小  
残るる蔭を頼て自奉自慰〜苟くも満足するの〜外り  
右の外無数の奇計奇術ありて或ハ諸侯を〜常小相通交し  
相訪問せしめ或ハ穿てその極密は談話を察〜其家ある非  
常の事を知り或ハ和をな〜睦をなさしめ又或ハ時の利害  
小あり〜不和な〜め懇をなさし〜類の事ハ毎奉する  
よ違あ〜諸事の中に就くも別て心を用ひ〜ハ諸州

の動靜および其正統の音信を得る小あり朝家の諸臣其務  
を奉するは忠良眞実はわが法知るよ〜出家なるもの  
行状及び其趣向を察〜別てハ其中なる権貴のめは所為  
を知るに〜國中の刑法裁断のこと如何うあると監〜又  
格別の事は當て決断をた〜こと如何うあると檢〜小  
は〜  
事既小漸く一定〜其俗常小蜂起反逆小勇むの習ハあり  
た〜も國中今ハ其恐怖あ〜小〜り小〜まバ又〜は外國  
の事恐らくハ他日小〜りて國內の騒動をた〜づた〜  
〜〜此をも拒絶するを以て極て切用の務あり〜は是議ハ

従前既よ成りたる所よりやうど未だ事を奉るふいづらば  
其にほまば必新成の治綱は福分を頂上の極處より引上げ終  
小得つる泰平を益々安全たらしめ惣て諸事皆堅固長久の基  
よ居んらるゝ瓜欲にこそ皆(ケイツル)將軍家をの思慮明鑑に間断  
たうらむを要するよあり假令後來如何たる騷亂のこと  
あゝむゆと後人かの經濟家は地方氣運の災ふよまるとし  
又も人間界の無常は厄小當まるといふなる所をめて安小  
その責を人主よ歸して懈怠怠慢の謀畧不足なるの罪  
小出らるとせんと欲すとも其由なうらむとむとけり凡異ふ  
る儀式異ある風俗ハ土人の外より移り来らんも異國人の國

中を變亂すは第一なるものなりし(カールト)賭博の用は小低馬  
との即蛮人の語小習つるもの骰子此方の賽(テウエーケクト)兩側の義之  
なり哥がもつるものも亦あり但彼方の真劍勝負ハ殺むるを期せざる  
唯二人とあり即真劍勝負あり但彼方の真劍勝負ハ殺むるを期せざる  
切斬せらるゝて屈服するを期し供客ハ羊好色の憤ふらうて致し此輩あり  
衣服飲食の侈奢あるその他諸は異なる荒淫の業皆ら善  
良中正の道を修すは障碍なうらむ吉利支丹教法の如き  
は極きて當今一定の治道國家の和平に害らる本國は教法  
よ害らる其神佛小奉ずは務よ害あり出世帝義翻あり天の  
神威職掌小害ありと本國異國其人互小往来逗留す  
こゆ萬民の靜謐よ害ありと是皆徒よ本地本民の性質よ  
應せざる異様ある趣向を育成らべたの外さう小無用なる

ことなりとて惣て國俗の弊今に至りて免まざるも又ハ將  
來其恐あらんも悉く異國異風乃咎なりと然りとていども  
凡全體を挽回して本然の壯健小復さし免むと思はんのハ  
それ朽腐せる處を断すに何れハ徒なる計策なるべし  
根本の去らざるあらん限ハ其病の止ん事を望むも固陋な  
る業なりとす

是故小國家當時の形勢は求る處近き頃より一定して治  
綱の求る處國民享福安艱の求る處土地の性は求る處(ケイ  
ズル)安全の求る處悉皆一切小國を鎖して全く異國人異國風  
を除くべし是故を以て(ケイヅル)及び執政家等一決して永

久不易の法を立て曰

國當鎖閉

凡異國人の中小在る大日本小固膠してこそ害をな  
の甚しむればハ波爾杜瓦爾人小あくらなりとて此俗傲慢  
なるこや日本人小劣らぬものなり彼等は地檢出檢夫尔自注  
出たり一船の海船風暴あり是國の浦小漂着せしより千五百四十  
三年の頃此事なり譯者曰千五百四十二年ハ天文十二年あり  
後幾程あらず現前の利小誘ふ事大是地小植民人を植る  
國の習なり人を其地小渡り住むは其地小且て異財奇貨より且て使僧を遣して  
説法する所乃耶蘇經の教小より且ハ新化の者と婚を通ず  
小よりて暫時の間小大なる富を致し深く國人は心を得て大

小おのが利益とて諸事如意あり小矜るの餘敢て本意を逞く  
して其國の政事をさふ小や、変革する所あり小いりて大  
小民は野心凶惡の端を發して極め、當今家の害となりぬ  
(ケイクル)の殊小驚きまゝくくハ二書の面小奸計充滿して  
る小ぞ有る其一通ハ和蘭人が取戻しつゝなり  
洋中にて波爾杜  
尾の船を奪へ  
得しりて和蘭人當時波爾杜尾人となりて戦争の際なりりり上小  
交易の便宜を占むと願ふ時なる故なり又其一通ハ廣東よ  
て日本人が持て遣しつゝなり  
彼國へ遣はる書なり 廣東ハ支那  
の邑名ありさてまゝ其項とて國家の害となるべき委曲の  
事ども數多同時小露顯しぬ執政家は重き諸侯路次小於て

一人の耶蕪れ官僧小遇さるる小彼僧不遜りて恭敬の禮  
を盡さること肯て國人平生の格と準せむとて頼小朝廷小訴  
へらる彼僧賴子より 又土俗異りて新ある戎好むよりりて波  
爾杜尾人莫大の利を得く無量の財賄を運輸し去る此事  
漸く公儀の患とならる又吉利支丹教は盛に行はる事新  
化の徒は合一する事彼等本國の神佛及び本國の教法を忌  
嫉むること其法の為小他を禦だ自を護るの堅固ある事これ  
皆よく國家の恐懼不安の基とすべし是等小依て既小明  
りたりとて許多の艱難を経る許多の人命を絶て近き  
頃こそ國中諸侯の勢を破り帰降せしめて久しく國土を荒

廢せしめしる内亂の終をなして纒小得し一統の世なるを  
若吉利支丹を其儘ふらして置て其數増加せしむるに至らしめバ  
再び新小禍亂の根源をなして反逆の時節を得んこと甚ど  
慮るなりと云ふ

斯の如く數々の重要あり義ありふりて太閤漸く波尔杜  
瓦爾貨利增長吉利支丹信心弘通の事小むいく際限を立ら  
せり然しども鎖國の一件一旦ふりて成就せざればあは  
多生を經ざる能ざるなり見ゆる所幾許もあ  
くく太閤薨せしむる故後人小遺命して其事を成就せ  
しむる示はる礫刑を以てり其趣意ハ波尔杜瓦爾人其僧

侶および諸族通贊の由多小族あり此方を伴ひて國を退去すべきこと  
日本の土人將來恒小國中土著一當時現小國外小けしむ  
者ハ一定の時節を期して歸て來るべく若其期を過て猶も異  
國小在留せんれば同刑を以て罪を處死事および吉利支  
丹教を奉ぜん者ハ立所は誓を立て改むべき事等是なり是  
皆至極の難澁を經歷すふ非は奉行成就せざるごと  
かるるなり響小日本一統の主を得んとく許多の肖像者  
此方の血を流しも今も國權を固くせんとして吉利支丹  
の血を流さふハ若し元よりかの新化徒いづきも道  
理を説けしやハ廻心をなすを以て刀及徽

索烈火礮架等の厲した警戒を設けて彼等をして其罪を悔  
て曉悟せしめしむるに然るに於て嚴猛ある所置ハありなぐ  
も更ふ又さくも惨刻ある獄吏が發明しつゝ種々の呵責其具  
もけりけれと彼等が信受凝結の心をさくくと動揺せぬ中々  
其信心の虚ならず事をおれが血を以て礮架に銘せんと  
願ひく悼る所なく比類なき堅固不抜の氣象を見し其敵  
しる人をさへに是を見し驚嘆するに至らむ是亦此方の人れ  
強梁ある所以と  
是れふかくて異教の為は民心を奪はばあが永く此國の肖  
像家の恥辱なりといふは凡右のごとく古今無類の強猛  
苛刻を以するごとと大約四十年の間なりありや(イエミツ)公薨後大猷

院と號と(ヒデタツ)公檢夫尔自注曰薨後  
台徳院と號との世子ありて(イヤス)公の御  
孫なり此君に至りて終つて明く小鎖國の事茲舉し比類なれ  
猛烈の氣象をして三萬七千餘の吉利支丹を屠戮して一旦  
國中吉利支丹家無残黨を殫せり是等が吉利支丹を曾て彼  
堪へたる呵責の逃るべき道なれまことに短見よりせしめて鳴原  
たつ有馬の城小會合し心志を一定して戦死せんと欲せし  
者となす是城攻撃三箇月ありて落ぬるは寛永年間其當年  
を記さ  
この遺志二月廿八日なり即我千六百三十八年寛永十  
五年 第四月十二日  
お當まり日本記年の書年代記まじり王代記と名けしもの  
及び右の吉利支丹は変亂の事を委曲し記して日本小行

嶋原合戦と題する書よるにこれ右の如し是ぞかの殺伐  
悲哀なりし着場の最後は一段ハありたる此小至アて吉  
利支丹の血を流さる最後の一滴及びぬとどども苛政屠  
戮の全く止めたる千六百九十年元禄三年の頃なり  
此れ如く日本國中悉皆掃淨してより以来ハ土人おあつても  
異國人おたいても四邊恒ハ鎖閉せり國禁の後此ハ千六百四十年  
十七年をいつら國禁のあひ波爾杜尾爾人使者を(ミヤコ)  
檢夫尔自注の篇遣りし其甲斐もなく教法を務め  
來りし使僧なまバ理お於て害なぐる危しとこそ思ひし  
々々どりの日本ハ朝廷より示ハ慶の象魏ハ面お逆ひて國中

小人來きんと謀る慶の罪科をバ免るをばやうなりたる  
わとふ使者と從者と其數六十一人(ケイツル)の嚴命によりて斬  
罪せられぬ唯其最卑賤なる奴僕僅ハ數人都合七十三人の中十二人  
行方知れ成救して歸國せし其國の人ハ斯る強猛なる應對小  
遇し事の音信を告るらく得べしむ  
當時我國人を盡惑せし南蠻人ハ波爾杜尾爾人のこハ  
あつて伊斯巴泥亞人もありしと波爾杜尾爾小比す  
こと其事小く且又別ハ異あることなりた故ハ  
略せしものなり是二國皆和蘭の南方小ありて各々王長  
ありし別なりとどども密ニ相隣ヤて殆一國のごとく



其惣名をも伊斯巴泥亜といへり殊小其比しも波尔杜瓦尔  
と伊斯巴泥亜の麾下なり故に我國通商等の事をも伊  
斯巴泥亜より後見せし如く聞えしより東方にありて伊  
斯巴泥亜ハ呂宋を巢穴とす波尔杜瓦尔ハ卧亜を巢穴  
とす事猶和蘭の咬啗也如し卧亜を控取國中の  
大城なり又波尔杜瓦尔は亞媽港ハ和蘭の臺灣ありしが  
如し何れも我國に近き所なり今は二所に分支那に歸  
せり波尔杜瓦尔人と右の外小甘巴亞恩魯謨斯とて印  
度の大城兩所を押領して居りしれども此も今ハ甘巴  
亞ハ莫卧尔小取も恩魯謨斯ハ伯尔齊亞小取もぬとい

たり

波尔杜瓦尔と我國と交易の事と檢夫尔全書を案するに  
其言小いし其交易前後盛衰ありといとも其全盛な  
りし時年々運輸し去る所の金三百(トシ)小過しるを以  
て大概その大利益を知べしといと一(トシ)各今の  
文銀ふしと大約四百貫目なり三百少くは十二萬貫目  
なり又曰其利の最小なるも運来運去の貨物各一倍と  
ありし共小四双倍の利あり又曰千六百三十六年  
船四艘ゆく銀二萬三千五百貫目を輸し去る諸人私  
銀を此外小りり翌年六艘ゆく二萬千四百二十貫六百

五十目一分又翌年小船二艘少く一萬二千五百九十貫  
二百三十七匁三分を輸せしより委く彼方の事を記し  
しるめのつて檢夫尔見しよりいつう原文小そ十匁を(ケイル  
といなり但其比の銀を今其文銀と異なるべし右の  
三年ハ彼が交易衰微の極をいへり又曰其全盛あり  
し時のやうゆつて頻ふ二十年をさへ経しつらうバ惣  
て日本より亞媽港に輸れ財宝の積か乃古の撒刺滿大  
王の時又如德亞城中に在し金銀も適一よりぬべしと  
いなり撒刺滿ハ三千年をさへ前なるより王の名あり此ハ  
希ある富の譬小引るめのなり但前小いへり十二萬貫目

ハ正金銀のをいへり此ハ惣ての貨物をいなり  
和蘭國の印度交易家ハ第十七世の初頃より常日本に  
通商せし千六百年より千七百年小の初來以後  
平生日本人れよく知る所ありて既ふ當時國家の仇は波  
尔杜瓦人とならざるは近き頃有馬の吉利支丹  
反逆の事に於て其志明く見えられバ海上より多く大銃を  
こき小慶す小嚴猛を以せんこや波爾杜瓦人と同ド  
らむこゝハ薄情とも不當とも謂つべしと殊に(ケイル)よ  
り許容の書二通を賜りて通商随意しむべしの誓とせり初  
のち千六百十一年(ケイル)イ、ヤス公より賜り又のち千六

慶長十  
六年

百十六年元和二年の御跡を継ぐ(ヒデタ)公より賜り然るにバ  
和蘭人の事小おのり須らく規矩を立すの術なくしてはあべう  
らばとく長崎の港内小於て曾て波尔杜瓦ル人の為小築  
アツク固固とも謂つた居所を以て和蘭人将来の住宅と  
まじりとなり是八國を立去しめんも然るにばさればと  
放縱しして置んを危しと事なきバあり是よりく彼等  
常々許多の監者此官府小誓盟をなしてかまが為す所ハ鎖  
細の事をさへに密々守り戒る事を掌る者此苛き檢察  
を受て実小囚停まらハ質人ニ殊なる處幾許もあく唯小彼  
が注進よりく萬國他州の動靜如何と知るにまの外殆更

小用おれたりの如しさまども其所置の痛く強き小堪べき程の  
事あり〜めむとく彼小許して毎年五十萬(コロト) (コロトハ銀錢の名あり一コ  
トニ文銀やく大約八匁小あり故に)の貨物を賣ることを得せしむ但し  
五十万より四十貫目よりなり 和蘭の貨物なくしてハあべう〜はな  
かくわれバとく日本人も和蘭の貨物なくしてハあべう〜はな  
ど思はんハ実小謬まると謂つた和蘭より一年小入る處  
の絹布此類のごとくハ日本よりハ一七日の間より〜  
出しつら〜その他阿仙菓龍腦木香および種々乾菓許多  
此貨物の如きも侈奢の為又ち菓餌の為よき〜は〜  
和蘭の菓あまとて日本の憂となら〜は〜  
い〜と檢夫フルより知るがゆゑよかくハい〜は〜  
右の文に和蘭人をさして我といはば〜は〜  
○ 卅三

るを檢夫尔元来熱尔馬泥亞國の産たるはあり熱尔馬  
泥亞を上都逸國といひ和蘭を下都逸國といひ  
和蘭人の算少く考ふる文銀四千貫目ハ元禄頃の銀  
てハ三千貫目より不當なり檢夫尔全書中小貞享二年  
新規の銀高を三千貫目といへり  
原文ハ三十五万(タイル)出嶋八南  
壘人市中小居ること御停止ふなりこと故寛永十三年  
小築出とと記録小見えこと檢夫尔曰二通の謀書此事  
なりせば波尔杜瓦ル人も頓ふ國禁ふとありは  
出嶋小居ること今の和蘭人此とゆくとありは  
支那人を日本人の諸此藝能學術をも傳受し既ふ其地ハ盛

小行る教法をも授りつる處より其上治國の法も頗る  
かまが模範小習ひく成就しバ實小其恩を擔へる處あり  
がゆゑに一切異俗拒絶の列より是よりて恣意小交易  
し隨意に徘徊せしめたり但し定めて長崎小来るべしそ  
他港小入ることなかりしむるの如く許容せしめり  
唯は支那の如きはかの支那國最後小韃靼小取まりし時  
の變小あひく其人は逃散て至る處の東方  
諸地諸王國 東京暹羅東蒲塞の諸地を王國といへり  
其後吉利支丹の教れ説法支那國小許容せしむるの時  
至りてかまが日本小持来りて賣る所の書籍れ中小漸く彼

吉利支丹教の義を解して耶蘇を信ずるの事を解するを交へ来りて是を以てかれ萬民安生の道小害あり損ありとて近き頃種々の艱難を経て總小退治し得つる教法を更小再び蘇生せしめむとせしことありて其事大日本朝廷の憂となりしむと決定してこれを戒むる事オランダ和蘭人小同お其戒むる處の法も亦殆相同じぬ小いりぬ唯小相同じきものゆゑ彼等ハ智慧を以て日本人の詭計を拒み防くことオランダ和蘭人の如くたること能むるが故は其境界却て和蘭人よりと劣まり然る小又彼等各小を均しく支那人とハ種々の國土小住る者どもたるはバ力を竭して相防あひまき相害せん

と此の上各愾貪慾あり如何なる小利小得小ても中々小よく恥辱を忍びても失じざることを欲せり

吉利支丹教法許容の事始め支那國中シナ披露せしハ千六百九十二年といへりヒラ子ル人名コウラトルク書小見きり此ハ檢夫尔渡来の後二年あり然るバ許容ハ披露より前の事なるべし同書小又曰吉利支丹教支那國小て二流小ありて一流ハ儒を雜まし孔子を奠た祖考を祀まつる事を許し一流ハ儒法ぶつ忌いて雜へまりりる儒を雜へ許しるものは終小本國より禁止せしき又儒を雜へざるゆゑその後終小支那帝の命小ありて支那國

より追逐せしめぬといへり惣として支那ハ文明の國な  
るか故小吉利支丹多惑ふりの希なりといへり

事既小斯のごとくなると至り國家全く鎖閉するに似たりふ  
々きは今も一物として帝王の所期所計小おの妨をあた  
べきりの有ることなく大家これ能歸しめよバ其兼併有為の  
恐るべきもなく萬民皆能一定しめれば其強梁放縱の慮なき  
もなく異國の為小譏をたり援をあたの勞もたなく許して異  
國は通好さるる管もたなく忍びく異國は流風を受るの患も  
たなく一切手足を累ひれば足るものなり是れ於て快く其切  
用ありとす所の事を理めくかの運通は國出入交易必心意不

る地の能ざる處の事を計り邑阜村落諸職の官舎諸人此會  
所及び百工は肆をさへに遺さば極密の格式小順せしめく  
奮習を移し新風小化せしめ各自は産業を示し法則を立て  
こそを慕ふあれを賞し下民をして勤勵の心を起し才  
能を成就し有用の事を發明せしめ又よく許多は監者を居  
て眼目を張て民は奉動を察せしめて是を以て其奉上の宜  
しむ心を失はざしめ格々をして心を新めし善事を勉  
め行しめ惣て一國を擧て禮儀作法の學校となさんと欲し  
斯のごとくし世間主の巧を以て上世の無恙有福の体を  
恢復し國中内亂の慮るべきなく境域は秀勝無雙なりと

群下の勁勇不敵なるを不委任して異國の人を毎小他の榮  
を見く欣慕嫉妬の心を懐くことを賤し悪めり實小日本  
國の洪福なることを仇の恐るべしもたかく外國東襲の慮るべき  
もたかく琉球蝦夷高麗および邊傍の諸島對馬佐渡八丈いづれも  
日本帝を尊びて君長とせり唯かれ支那ハ實小強大の國小  
して支那人を日本人の曾て恐る患ひし所ありといへども惣  
としてかの入ハか計畧小ハ怯きめのぞり當今治世の帝  
ハ韃靼ハ種なりといへども既小許多の諸地諸王國を統御す  
るの重任あり猶も其所領所併の地を推て日本小及さん  
ことハ殆統ふ思ひ出るるりりの違ふあるべしされバ今

小いりてハ支那といへども日本人の怖るべき所決してある  
ことなり日本國當今の世間位は具りりたる(ツチヨシ)公換夫  
爾自  
注曰嚴有院家綱公の御  
子台徳院の御孫なり極めく謹慎し又大小謀畧あるの君  
に御先祖代々の善心美德を承継て殊小寛仁に勝ま又よく  
密小其國法を守り孔夫子の學に成長して域内を治め  
るること國體民生の求る處小應む人民其下小福祿を受け繁  
榮をたし合體同心みく和睦し學び得く神明を尊む小宜  
し國法を奉ずる小宜し君長小順ふ小宜し同僚を愛敬する  
小宜し禮あり忠あり才能勤勵萬國小秀出せり最勝の境域  
小居まり國中よわい互市交易して富を致せり勇氣不足

なり生計の具饒多あり然のまなづ和乎静謐の澤を受と  
またとふ其人頭を廻して往古民生素朴なりしの時を察し  
とと或ハ又日本古事跡の記を取て評論をと必其國の如意  
連綿福祿満足あること今の時小あらざる事を悟らん御さる  
小稱望の主を以一切異俗通商通好の外小保護鎖閉せり

右通篇の大意を案す小諸國の中間小連山河海あるハ  
諸星は中間小游氣あるが如く世界は異語異習異趣の  
諸俗あるは天上小異種異性殊状殊品の衆星あるが如し  
然きを同とく一地球といへども必しも萬國皆相通じ  
その理より通交せざるを以て無道なりと云べし

む

皇國ハその無数の嶋嶼を以地球の萬國あるに應ずるた  
まはるこま一箇の小地球なり是等の嶋嶼の人互小若干  
の海陸を経て通交通商するとたハこま既小國中よあ  
るて遊行奇觀の樂りり亦何を必しも遠く大洋の危嶮



を犯して異域小出るをりて歡樂とせんさる業をこぼ  
却て不幸なりとはいふべけれ但し遂生の具小不足あり  
りのを異國小通商せざることを能はば

皇國の如き有用の具を寛滿するの事なれば更なる許  
多此大奇特ありこれ其通交を用ゐざる所以あり曾て  
異國人の為小風俗を殘る事財宝を偷まること其通交  
を絶つ所以なり然らば鎖國の一件本よりあれ大小義  
あり利あるの務あり然る小

明君頻小起り多ひくこの事決定成就し多小至る是又  
皇國の皇國する所以なるべし檢夫ルが意蓋此の如し昔時

厄勒奈亞亞助聖埵兒といふ大王が歐邏巴の諸部を従  
へ亞夫利加の諸方を降し曾て黒海の海口より一千餘歩  
の長橋を架して二百三十餘萬の軍をりて攻来り伯  
尔齊亞國を滅して其大器を奪ひ又深く東方に入て印  
度の諸國を併吞し舟車人跡の列ある所東西南北蠶食  
せばといふことなれば  
今ノ莫卧兒所領の(ネリ)地也今橋亞助聖  
聖埵兒の後といふといふり厄勒奈亞の前ハ伯尔齊亞の  
代といふ又其前を亞支星亞の代といふ羅媽と共ハ四代といふ  
を右より自ら地球を掌握せんとおもへりも僅小四百  
年より其國羅媽の物とならして畢ぬ厄勒奈亞の王業成就  
凡天下の名地関關以來常小萬邦争奪濁亂の外小拱手

し未嘗て外國の奴とならざることを我  
皇國のぶとくあるれば更さら又何處どこありある今いまかの魯細亞  
人が大小其國を開きて北ハ氷海ひょうかい又界さかい西ハ波羅泥亞  
蕪尔奈亞スウエルナイヤ又逼せま南ハ伯尔奔亞ハルベンヤ又逼せま又遠く東方とうほうハ向  
ひく多く東西とうせい韃靼たつたんの地を併あひせく(子ルトニスロイ)といへり  
所ところに至りて支那チナ又我北方ぼくほくの(カムサスカ)小逼せまりて我  
小逼せまらんときるが如ごときは我小在ありて也新あらた一箇いつこの疾やまひを得える  
よ似おほしきどもかの(カムサスカ)の地ちもや既すでふその本國ほんこくを去さ  
ること二千里にせんりあつて又我國わがくに小わけて海うみをへて蝦夷えぞを  
阻ひさる前後ぜんごの便利べんりを得えば且かつ又彼かれが本國ほんこく外がわハ都兒トルコ格かく國こく熱ねつ尔る

馬泥亞國マニヤクの強大たうたいなるに對たいし内うちハ諸部しよぶ諸郡しよぐんの變亂へんらん屢しばしば  
あつて常つね小多事たふじなまバ逼せまる其手そのてを伸のびして我わがごとく武ぶ  
備堅固びけんこ上下和合じやうわがの國くにに寇あぎんごんるとハ難たがひきが中の難事たがひじ  
なるべしこそきこふが古ふる人の所謂しよゐ敵國てきこく外がわ患あやは類るいか  
るべくまを蝦夷えぞかゝあとの地ちも能治よすして通商つうかう出入しゆしゆ  
濫放らんぱうなるといふんハ彼かれが相逼あひせまらむも中々なかなか小我わが  
皇國わがくにを守護しゆごする所以ゆゑなる也今いま予よが是書このよを翻譯ひんやくするも  
徒ただハ玩娛がんご小具そぐんが為ためよとわつて我輩わがらひの斯かる得えがごと  
國くに小生うままかると有難ありがたき御代ごよはつひく太平たいへいハ草木さうぼくと共ともよ  
よ上うへもゆき雨露うろの惠めぐみを蒙あまることこの樂たのしみこそ語ことばで出い

人時の興を添ふ一助ともあり兼て又異國異風の恐る  
る邪説暴行の恐むべく々々普く天下よ求まども更  
小尊むべし人の人もなく仰ぐべきこの教をあらさ事を悟り  
て外を禦だ内を親しむは最切用なる心を固くせよ此  
道よおいしく微く裨益する慶もけりあんくと思ふぞり  
よなんあり々々

享和元年秋八月

志筑忠雄 識

